

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会

令和2年度寒河江市社会福祉協議会事業計画

〔基本方針〕

今後日本は、本格的な人口減少と、これまで経験したことのない超高齢化社会、人生100年時代を迎え、日本の活力を持続、発展させるためには、全ての国民が支え手として地域づくりに取り組むことが期待されます。また、近年多発する自然災害や国際的な感染症拡散の危惧、格差の拡大は、安全そして経済の面で、日ごろからの備と助け合いの重要性を訴えています。そうした「活力、安全・安心、暮らし」の実現が、地域福祉にとっても、大きな目標となると考えております。

国では、昨年12月の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の報告を受け、「地域共生社会」に取り組む市町村に、令和2年度から本格的な支援を行うことになりました。その柱が、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながり支援）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う取組であります。

そうした情勢の中、寒河江市社会福祉協議会では、「地域福祉活動の方向性」を作成し、喫緊或いは好機に取り組むべき業務を、スピード感を持ち的確に実施するとともに、次期地域福祉活動計画策定に向けた作業と準備を、スムーズかつ確実に行うことにいたしました。

方向性のポイントである「地域の特性を活かした活動への支援」と「相談に乗る職員の支援力の向上」では、町会及び地区社会福祉協議会などの関係団体が議論すること、そして、連携した活動が大切だと考えております。その支援のため、職員を配置することなどで、地域の皆様のお手伝いができるようにいたします。

令和2年度は、第2次地域福祉活動計画の最終年度です。目標達成に向けて、全力で諸施策を推進するとともに、次期計画策定に取り組んでまいります。また、地域での支援力向上のため、総合的な相談業務などに積極的に取り組むよう、努めてまいります。

介護事業については、働き方改革の影響や介護人材不足による人的コストの上昇はありますが、人材確保を確実にを行い、業績の向上を目指してまいります。そのため、訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援を中心に、利用者のニーズに即したサービスの提供及び利用者から信頼される、質の高いサービスの提供に努めてまいります。

寒河江市指定管理者受託施設「老人福祉センター」及び「総合子どもセンター」については、指定管理事業の2年目として、企画をさらに充実させ事業を実施してまいります。また、PRに積極的に取り組み、利用者の増加に努めるとともに、より多くの高齢者や親子から喜んでもらえるようにしてまいります。なお、建築年が古く老朽化が進んでいる老人福祉センターについては、市が示す公共施設等総合管理計画等の動向に注視し、対応してまいります。

法人経営については、経営感覚を持ちながら、安定した経営を目指すとともに、広報紙「愛さぼーと」の紙面を充実するなど、活動内容等を広くお知らせし、皆様に愛される社会福祉協議会を目指します。

事業計画

1 支えあい助けあう地域づくりを推進します

隣近所や町会・地域の中で、ともに支えあい助けあう地域づくりを進めていきます。

事業名	概要
地域見守りネットワーク事業	各町会において地域福祉推進員を選任し、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会と連携をとりながら、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等の見守り活動を行います。また、災害時の対応を含む制度全般について点検を行います。 【事業費】2,116千円 (市社協会費934千円 市補助金1,132千円 共同募金50千円)
食の自立支援事業 (ふれあい給食) <市受託事業>	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等で食事の支度が困難な方に、手づくり給食を届けるとともに、配達時に声掛けし、見守り・安否確認を行います。 ・配食サービス 毎週月・水・金曜日の昼食 ・給食ボランティア 40名(調理16名・配達24名) ・1食400円(社協:容器回収型)又は1食300円(委託業者:容器使い捨て型)の選択制 【事業費】13,245千円 (市受託金8,325千円 利用者負担金4,920千円)
赤い羽根共同募金	市民及び市内事業所等へ赤い羽根共同募金への協力を依頼します。募金は、地域福祉事業(ふれあいサロン活動、児童遊園地整備等)や、社会福祉施設の整備などに活用します。
歳末たすけあい運動募金	市民へ歳末たすけあい募金への協力を依頼します。募金は、市内の要支援世帯やひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、心身障がい児・者、福祉施設などへ届けます。届け先の検討をさらに行います。
避難者生活相談支援事業 <県社協受託事業>	東日本大震災で市内に避難している方の日常生活の支援を行います。(相談、情報提供、交流の場づくり等) 【事業費】3,624千円 (県社協受託金3,618千円 雑収入6千円)
善意銀行事業	市民への火災・地震・水害等の見舞いや、防災の支援、生活扶助等を行います。
福祉関係団体との連携	地域福祉活動を推進するため、市内の福祉関係団体(町会長連合会、民生委員児童委員協議会等)との連携強化と支援を行います。 【事業費】196千円(共同募金196千円)
生活支援コーディネーター設置事業	高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源をマッチングさせるため、生活支援コーディネーターを設置し、地域での活動を支援します。 【事業費】2,850千円(市受託金2,850千円)

2 出合いや交流の場を広げます

高齢者等の「出合い」や「居場所」、「生きがいつくり」を進め、交流する機会を広げていきます。

事業名	概要
ふれあいいきいきサロン事業	ひとり暮らし高齢者等が、定期的な集いを通じて交流・親睦を深めるため、サロン活動を支援します。市が所管するサロンとの連携を深めます。 助成額：運営費の2分の1以内（限度額有） 【事業費】1,339千円 （市社協会費492千円 共同募金847千円）
ワナゲ大会	65歳以上の方の健康増進と親善・交流を図るため、「ワナゲ大会」を開催します。 【事業費】210千円（市社協会費210千円）
ひとり暮らし高齢者の集い	ひとり暮らし高齢者を対象に、民生児童委員とボランティアの協力を得て、春と秋の年2回、ふれあい交流の集いを開催します。また食を介した孤立防止の面からも検討を行います。 【事業費】1,591千円 （市社協会費997千円 参加者負担金442千円 共同募金152千円）
生きがい支援アクティビティ促進事業	高齢者や障がい者等、誰でも楽しめるレクリエーションを紹介し、仲間づくりや生きがいつくりの交流を支援します。 【事業費】200千円 （市社協会費50千円 共募150千円）
高齢者団体との連携強化	市老人クラブ連合会と連携し、地域での高齢者活動を支援します。

3 身近な地域の福祉活動を進めます

地区社会福祉協議会や町会の福祉活動を活性化し、身近な地域の福祉活動を推進します。

事業名	概要
地区社会福祉協議会の活動支援	市内8地区（寒河江、南部、西根、柴橋、高松、白岩、醍醐、三泉）の地区社会福祉協議会の活動の活性化を図るため、活動交付金を交付し活動を支援します。連携を強化し、地域の課題解決に取り組めるよう、担当職員を配置します。 【事業費】2,297千円 （市社協会費942千円 市補助金1,055千円 共募300千円）
地区社協代表者会議の開催	地区社会福祉協議会の活動等の情報交換や、市社協との連携強化を図るため、地区社協会長、副会長等による会議を開催します。
町会の福祉活動支援	町会の福祉活動を推進するため、地域福祉交付金を交付し活動を支援します。 【事業費】1,656千円（市社協会費1,656千円）
児童遊園整備助成等事業	町会等が管理する児童遊園地（56カ所）の遊具、設備の整備に対して、所要額の2分の1の額（限度額有）の児童遊園整備補助金を補助します。事故に備えた保険加入等の事務を支援します。 【事業費】317千円 （市補助金200千円 共同募金117千円）
福祉バス等運行管理事業 ＜市受託事業＞	高齢者のいきいきサロン活動や福祉関係団体の研修活動等にマイクロバスを運行し、地域福祉活動を支援します。 【事業費】4,279千円 （市受託金4,274千円 雑収入5千円）
社会福祉法人・民間事業者団体・NPO法人等との連携	市内で事業を展開する法人、団体、地域づくり団体等と連携強化を図り活動を推進する、地域福祉活動支援相談事業や意見交換会などを行います。

4 心配ごとの相談や自立した生活を支援します

地域の皆さんの心配ごと・悩みごとへの相談や、日常的な生活の自立などを支援します。

事業名	概要
福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) < 県社協受託事業 >	高齢者や障がい者等で、自らの判断能力に不安のある方を対象に、各種福祉サービス利用手続きの援助や日常的な金銭管理、書類の預かり等を支援します。 ・ 利用料：1回 1,500円 (生活保護を受けている人は無料) 【事業費】 2,075千円 (県社協受託金 1,030千円 利用料 338千円 市社協会費 701千円 雑収入 6千円)
ふれあい相談所設置事業	地域の方々の心配ごと・悩みごとの相談窓口として相談所を開設し、各種相談に応じます。 ・ 相談時間 午後1時から4時まで ・ 生活一般相談 ……毎週水曜日 ・ 行政相談 ……毎月1回 (第2水曜日) ・ 法律相談 ……毎月1回 ・ 登記相談 ……毎月1回 【事業費】 750千円 (市社協会費 360千円 共募 390千円)
たすけあい資金貸付事業	緊急時の生活資金としてたすけあい資金の貸付を行います。 ・ 貸付限度：1口 10,000円 最高5口まで ・ 償還期間：6ヶ月以内 ・ 対象者：低所得世帯で他から必要な援助融資を受けることが困難な世帯
生活福祉資金貸付事業 < 県社協受託事業 >	低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯の自立更生の助長を図るため、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などの資金貸付を行います。 ・ 貸付限度：資金の種類によって異なる ・ 据置期間：2ヶ月～6ヶ月以内 ・ 償還期間：8ヶ月～20年以内 ・ 対象者：低所得世帯等で他から必要な援助融資を受けることが困難な世帯 【事業費】 1,398千円 (県社協受託金 1,398千円)
地域での支援力向上活動	地域での支援力を向上させるため、総合的な相談業務に取り組みます。

5 ボランティア活動を推進します

ボランティアセンターの運営の充実を図り、福祉に関する様々なボランティア活動を推進します。

事業名	概要
ボランティアセンター運営事業	<p>ボランティア活動の普及及び支援のため、窓口となるボランティアセンターを運営します。市民活動等を含む情報発信方法について検討を行います。</p> <p>(主な支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動の情報収集と情報誌の発行・小中高生福祉ボランティア体験活動・ボランティア団体の交流と活動のコーディネート・ボランティア養成講座・ボランティアフェスティバル <p>町会や子ども会、福祉関係団体等が実施するボランティア活動に必要な各種機材を貸出します。</p> <p>(貸出機材) 綿菓子機、鉄板焼き機、臼と杵 ポップコーン機、かき氷機 発電機等</p> <p>【事業費】 800 千円 (市補助金 800 千円)</p>
ボランティア保険加入促進事業	<p>市民のボランティア活動の普及啓発と、安心して気軽にボランティア活動ができるように、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険掛金を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none">・助成額：ボランティア保険加入掛金の 1/2・対象者：ボランティア活動を行う市民 <p>【事業費】 50 千円 (市補助金 50 千円)</p>
災害ボランティアセンター設営事業	<p>市内での地震や豪雨等の災害発生により、被災者支援のためボランティア活動が必要な時に、災害ボランティアセンターを設置運営します。</p> <ul style="list-style-type: none">・災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の開催・災害ボランティアセンター設営訓練・災害ボランティアセンター運営協力者養成講座の開催・災害ボランティアセンター運営協力者の登録・災害ボランティアコーディネーター講座の開催 <p>【事業費】 281 千円 (市補助金 281 千円)</p>

6 新しい力を育てます

小・中・高校生や元気な高齢者のボランティア活動等を推進し、次世代につながる新しい力を育てます。

事業名	概要
福祉教育推進事業	市内の小・中学校、高等学校のボランティア活動や地域との協働による活動等を支援し、福祉教育を推進します。 【事業費】550千円（市社協会費550千円）
福祉出前講座	社協職員が依頼のあった地域等に出向き、社協の事業やボランティア活動などについて説明します。 また、福祉に関する各種講座の紹介・斡旋等を行います。
福祉活動応援助成事業	市内の福祉関係ボランティア団体等が実施する社会福祉活動や先導的な社会福祉事業に、助成金を交付し支援します。 (1団体100,000円まで) 【事業費】200千円（市社協会費200千円）

7 わかりやすい広報と情報の発信につとめます

地域福祉活動への理解と関心をもってもらうため、わかりやすい広報と情報の発信につとめます。

事業名	概要
ホームページ・フェイスブック等による情報発信	インターネットにホームページ及びフェイスブックを開設し、市社協や地区社協の事業・活動等についての情報を広く発信します。 【事業費】67千円（市社協会費67千円）
広報誌「愛さぽーと」の発行	市社協の事業・活動状況を市民に周知するため、広報誌「愛さぽーと」を発行します。 発行：年3回（7月、10月、2月） 配付先：市内全世帯 【事業費】他事業、施設運営管理費を集合し実施。

8 市民参加型事業を展開します

市民が気軽に参加できる事業・イベント等を開催し、地域福祉への理解と関心を広めていきます。

事業名	概要
まちなかサロン事業	市中心部の空き店舗や公共施設等を利用し、高齢者をはじめ市民が気軽に集い交流できる「憩いの場」を設置します。 【事業費】290千円 (市社協会費 100千円 参加者負担金 190千円)
福祉と健康のまち大会の開催	市民参加のもと、地域福祉の向上やボランティア活動などに貢献された方々の表彰と講演会などを開催します。 【事業費】200千円(共同募金 200千円)
福祉功労者の表彰	全国及び県レベル等の各種福祉関係表彰へ積極的に推薦を行い、市民の地域福祉活動への理解と関心を広めていきます。
地域づくりの視点で取り組む子育て支援事業	地域環境の中で、寒河江市の将来を担う子どもたちの子育てを支援する方法についての各界各層の人による討論会を開催します。 【事業費】110千円(市社協会費 110千円)

9 地域福祉活動計画の策定

令和3年度から始まる第3次地域福祉活動計画を、市の地域福祉計画策定作業と調整を取り策定します。

10 介護事業

住み慣れた地域・家庭での生活を支援する在宅福祉サービスとして、指定介護事業所の運営や介護予防のための介護予防生きがい活動支援事業などを推進します。

事業名	概要
指定介護事業所の運営	<p>介護保険法に基づく指定介護事業所を運営します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定訪問介護事業所 ホームヘルパーが自宅に訪問し身体介護や調理、洗濯、掃除などの日常生活のお手伝いをします。 【事業費】 53,161 千円 指定訪問入浴介護事業所 自宅での入浴が困難な方に、安全で快適な入浴を提供します。 【事業費】 13,834 千円 指定居宅介護支援事業所 要介護・要支援認定者の居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等を行います。 【事業費】 25,172 千円
障がい福祉サービス事業	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づく指定居宅介護事業所を運営します。</p> <p>身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児童が在宅において日常生活を営むことができるよう、介護や家事援助、外出支援などの援助サービスを行います。</p> <p>【事業費】 6,457 千円</p>
ほのぼの支援事業 ＜独自事業＞	<p>介護サービスを受けている方で、介護保険外のサービスを利用しなければ生活に困難を生じる方に対して、ホームヘルパーを派遣し安心して生活できるよう支援します。</p> <p>利用料：1 時間 1,800 円（土・日・祝日等の場合 2,200 円）</p> <p>【事業費】 750 千円</p>
生活支援ホームヘルパー派遣事業 ＜市受託事業＞	<p>高齢者等で日常生活の支援を必要としている方に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助サービスを行います。</p> <p>【事業費】 478 千円 （市受託金 433 千円 利用料収入等 45 千円）</p>
多胎児療育支援ホームヘルパー派遣事業 ＜市受託事業＞	<p>2 人以上の多胎の子ども（多胎児）を療育している家庭で日常生活の支援を必要としている方に対し、ホームヘルパーを派遣して、家事・育児等のサービスを行います。</p>
介護予防生きがい活動支援事業 （いき活サン） ＜市受託事業＞	<p>介護予防が必要と認められる方や、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、身体機能の維持向上や社会的孤立感を解消するため、地域の公共施設を利用した事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎週月～金曜日 利用料 1 回 800 円（昼食、材料代） <p>【事業費】 10,502 千円 （市受託金 8,200 千円 利用者負担金等 2,302 千円）</p>

1 1 指定管理者受託施設の管理運営

寒河江市の指定管理者制度に基づき、総合子どもセンター、老人福祉センターの管理運営を行います。

事業名	概要
寒河江市総合子どもセンター管理運営	寒河江市の指定管理者受託施設「寒河江市総合子どもセンター」の管理運営を行います。 【事業費】19,680千円 (市受託金19,601千円 事業収入48千円 雑収入等31千円)
寒河江市老人福祉センター及び屋内ゲートボール場管理運営	寒河江市の指定管理者受託施設「寒河江市老人福祉センター及び屋内ゲートボール場」の管理運営を行います。 【事業費】24,035千円 (市受託金22,510千円 事業収入1,454千円 雑収入等71千円)

1 2 法人の管理運営

法人の適切な管理運営に努めます。

事業名	概要
法人の管理運営	<ul style="list-style-type: none">・理事会の開催・評議員会の開催・評議員選任、解任委員会の開催・専門委員会の開催（企画総務委員会・財政委員会）・監事会の開催
財務、人事管理 等	<ul style="list-style-type: none">・会費等自主財源の確保・事務事業執行体制の強化 「働き方改革」等の労働環境の変化に合わせて法人の活力アップと職員の就業意欲向上のため、賃金、人事評価、人事管理の見直しを行います。・職員の資質向上・経理事務の適正執行・情報発信方法、個人情報管理について検討

地域福祉活動の方向性

《作成理由》

- 社協役員から、事業の評価方法や困っている人への支援のあり方、高齢者対象の事業の多さ、地域福祉推進員制度など、社協全体に関わる課題が提起されています。次期地域福祉活動計画にあわせて、抜本的な検討が必要です。
- 各種福祉サービス制度が相次いで整備され、民間事業者等が多様な福祉事業を展開しています。そうした状況において、求められる分野に傾注した社協の取組が必要です。
- 相談・支援に関わる業務の外部委託、整理統合等が市で計画されています。多様な困りごとを持つ人の身近な社協として、この機をとらえて役割を果たす必要があります。
- 令和2年度において、喫緊及び好機の事業に取り組むため、市社協の方向性が必要です。

1 地域福祉活動の考え

私たちは、住民（市民）一人ひとりが、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、また、支える側・支えられる側の関係を超えて、生き活きと暮らすことができ、その成果を享受できる地域づくり、それを実現するための活動を、地域福祉活動だと考えています。

2 基本方針

- (1) 市との連携のもと、地域の皆さんと共に、困っている人や課題を把握し、支援、解決することにより、誰にでも優しくできる地域をつくる。
- (2) 地域の特性を生かし、多様な考えや力をつなぎ、多くの人が地域活動に参加する、活力ある参加型社会をつくる。
- (3) 啓発や奨励等による問いかけを通して、一人ひとりが行動する機運をつくる。

3 活動の方針

- (1) 困りごとや課題が見えにくい地域をなくす。
 - ① 総合的な相談と支援ができる体制をつくる。
 - ② 福祉関係者や地域の皆さんと共に、困りごと等の把握や支援する力を高める。
- (2) 結びつきを大切にし、一人ひとりが行動することで、安心して前向きに暮らせる地域をつくる。
 - ① ボランティア団体等の育成や地域づくり活動を支援する。
 - ② 年齢、性別、障がいの有無、支える側・支えられる側の関係を超えて、全ての人が活動に参加できる仕組みをつくる。
 - ③ 地域活動の中核となる地区社協の活動が盛んになるよう、支援する。
 - ④ 一人ひとりが、自身或いは社会のための行動を始められるよう、啓発、支援を行う。
 - ⑤ 外出を支援する交通手段の確保と活用を推進する。
 - ⑥ 将来を担う子どもの育ちを支援する。

令和2年3月2日